

(別添)

飼料の出荷から納入までに注意すべきポイント

飼料の誤給与は、出荷済みの家畜・畜産物の回収やそれに伴う経済的な被害に繋がる恐れがあります！

日々の確認により、飼料事故を防ぎましょう。

1 製品の注文時

(1) 発注者 (畜産農家、畜産農家から注文を受けて製造業者に発注を行う中間受注者)

① 電話や FAX で注文する場合は、はっきりと製品名を伝達又は記載する。誤発注の原因となるので略語をできるだけ使用しない。また可能であれば投入タンクに関する情報を伝えることが望ましい。Web を利用して発注を行う場合は、確認画面等で選択した注文品に誤りがないかチェックする。

★ 極めて似通った製品名が複数存在するので要注意！

★ 特に**抗菌性飼料添加物添加飼料/無添加飼料の違いには要注意！**

② 初めて注文する製品の場合は、製品名や抗菌性飼料添加物の有無について慎重にチェックした上で注文する。

(2) 受注者 (製造業者、畜産農家から注文を受けて製造業者に発注を行う中間受注者)

① 受注に FAX や Web を利用する場合は、できるだけ分かりやすい注文フォームを提供する。

★ 抗菌性飼料添加物含有の有無を識別できる、あるいは選択項目をカテゴリー分けすることで誤発注が起こりにくいように注文フォームを工夫することが望ましい。

★ Web の場合は、受注内容を発注者にフィードバックして誤りがないかを確認できる手順を入れておくことが望ましい。

② 販売会社や飼料運送業者等の中間受注者が注文をとりまとめている場合、製造業者への発注内容と発注者からの注文内容を突合し、注文内容に誤りがないかを確認する。

2 製品の輸送時

(1) 飼料製造業者

製品の出荷 (車両への積み込み) の際は、それが受注した製品であることを確実に確認してから作業を開始する。

(2) 飼料運送業者

- ① 車両の点検・整備を適切に実施する。
- ② できるだけ抗菌性飼料添加物添加飼料と無添加飼料を同時に積載しないよう、配送計画を工夫する。
- ③ 輸送にコンテナ等の容器を用いる際は、飼料を積み込む際に当該コンテナ等が空であることを確認してから作業を開始する。
 - ★ 目視による確認を怠らない！
- ④ 飼料の搬入作業終了後は、輸送に用いたコンテナ等やバルクの内部が空であることを確認しておく。
 - ★ まずは目視で確認！必要に応じて、内部をエアブローしたり、容器を叩いて音を確認するなどして、コンテナ等やバルクの中に飼料を残留したままにしない！
- ⑤ 担当ドライバーが飼料安全法の趣旨について理解するための研修の機会を設ける。
- ⑥ 担当ドライバーは、運送先の農場の情報（畜種・生産形態・使用する配合飼料・飼料タンクの配置等）について理解した上で輸送にあたることを望ましい。

3 製品の納入時

(1) 畜産農家

- ① 飼料タンクに識別番号や投入する飼料の名称等を明示することによって、誤投入が起らないよう努める。（※別紙1参照）
- ② 可能な限り、飼料タンクへの投入時に立ち会う。
 - ★ 納品が夜間や早朝になり農場にいない、他の作業を行っている、又は防疫上の理由で舎外に出られない等、納品に立ち会うことができない場合は、可能な限り短い間隔で（できれば当日中に）納品された飼料が発注した飼料と同じであることを確認！
- ③ 「飼料搬入表」を備え付けて担当ドライバーに記入を求める等、飼料の納品状況が記録される体制を整える。（※別紙2参照）

(2) 飼料運送業者（担当ドライバー）

- ① 家畜用飼料は、外観上で区別のつかないものが多いことから、納入伝票や飼料の表示票等で納入品の情報の確認を行う。
- ② 飼料タンクへの飼料投入時には、飼料タンクの識別番号や飼料の名称等の表示を確認してから作業を開始する。
- ③ 畜産農家が納品に立ち会うことが可能であれば、立ち会いを要請する。

- ④ 納品伝票、飼料の表示票、投入した飼料タンク等の情報を適切に畜産農家に伝える。
また、「飼料搬入表」等に記入を求められた場合には、確実にこれを行う。
- ⑤ 万が一、誤納品・誤投入に気が付いた場合は、直ちに畜産農家に連絡した上で飼料製造業者等の関係者に連絡する。

4 飼料事故等の発生時

(1) 畜産農家

- ① 飼料タンクへの飼料投入前に納入品が注文したものと異なることに気付いた場合は、飼料タンクへの投入及び家畜への給与は行わず、直ちに飼料製造業者等の関係者に連絡する。
- ② 本来投入すべき飼料タンクと異なるタンクに飼料が投入される等の事故が発生した場合は、家畜に当該飼料が給与されないよう努めるとともに、直ちに飼料製造業者等の関係者に連絡をする。
- ③ ②の結果、飼料安全法の成分規格・基準違反となる（又はその可能性がある）ことが判明した場合には、直ちに所在地の都道府県担当者に連絡する。

(2) 飼料製造業者等

出荷記録等により、誤った飼料が出荷され、飼料安全法の成分規格・基準違反となる（又はその可能性がある）ことが判明した場合又は畜産農家又は担当ドライバーから誤納品・誤投入等の連絡があった場合には、直ちに出荷先に連絡して当該飼料の給与を差し止めるよう依頼するとともに、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料検査指導班（直通：03-3502-8702）及び都道府県担当者に連絡する。

別紙 1

- 4M³

- 2M³

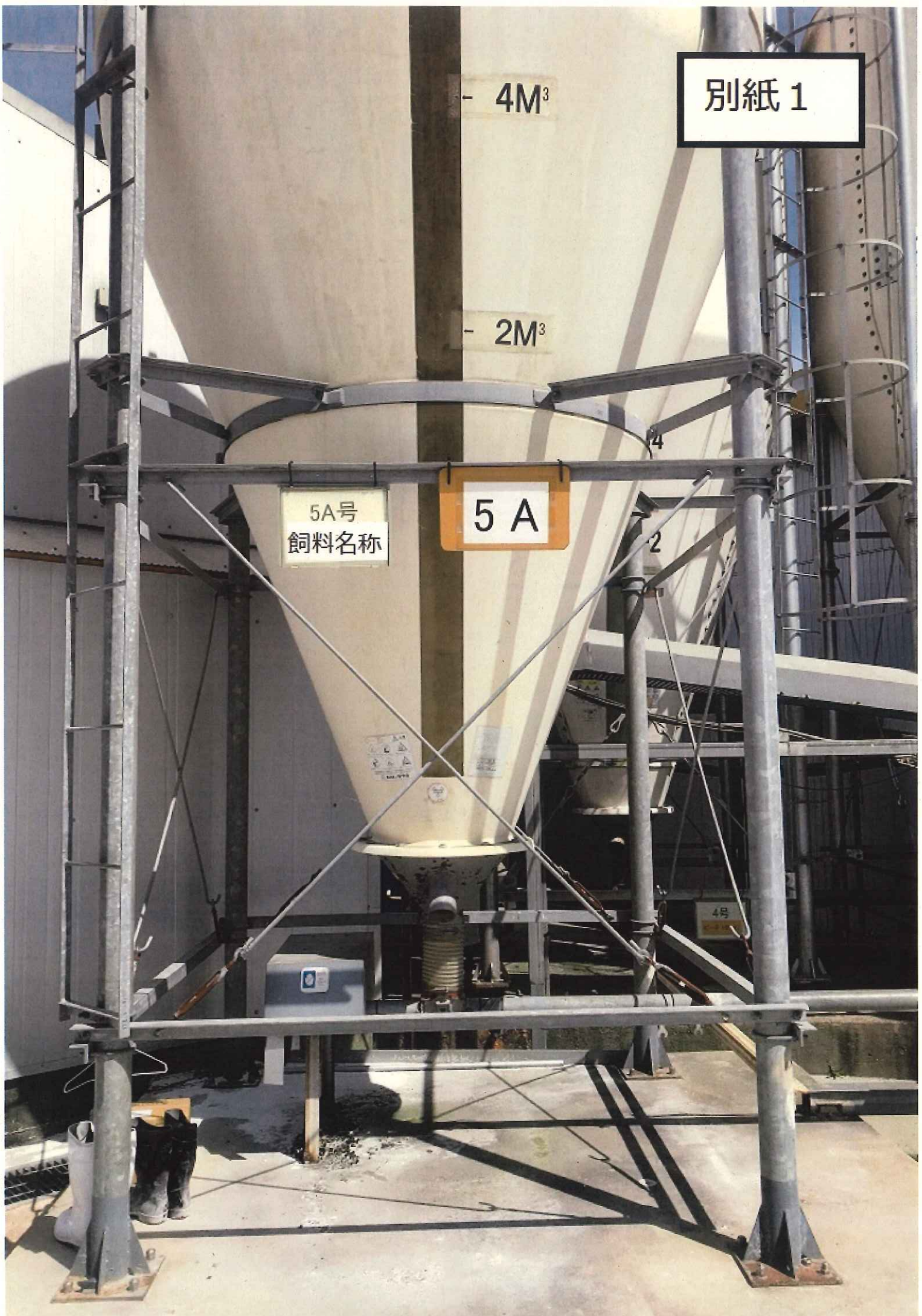
5A号
飼料名称

5 A

4

2

4号



発注書と納品書で管理する場合の一例

<飼料発注時>

- ① 畜産農家は、銘柄や切替内容などの予定（この例では10日分）を記入した発注書を作成し、運送会社へ送る。
（切替日を太線で明示するなどして、分かりやすくする。）
- ② 運送会社は、発注書に日別に銘柄と数量を書き込み、飼料工場と畜産農家へ送る（※変更時も同様）。

<納品当日>

- ③ 畜産農家は、飼料タンクに正しい銘柄名が表示されているか、確認する（早朝納品がある場合は前日作業終了前）。
- ④ 運転手は、発注書と飼料タンクに掲示された銘柄を確認した後、飼料を投入する。
- ⑤ 運転手は、納品書に投入した飼料タンクNo.を書き込み、表示票等とともに農場に提出する。
- ⑥ 農場は、毎日発注書と納品書を照合し、記録（丸囲み）する。切替時は速やかに照合する。

〇〇飼料株式会社△△工場 様 常に最新版を共有 **修正** 〇〇年〇〇月3日
〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇ファーム 飼料発注書 □□運送有限会社

LotNo.	銘柄	数量	予定											
			1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水		
1号舎	L16 4日以降 L15	8	L16 8			L15 8						L15 8		
2号舎	L14	8		L14 8								L14 8	L14 8	
3号舎	L15 7日以降 FM	6		L15 6										
4号舎	5日IN L16	8				L16 8						L16 8		
5号舎	特ビタ17	8	特ビタ17 8			特ビタ17 8							特ビタ17 8	

飼料納品書

××ファーム 様 〇〇年〇〇月5日
〇〇飼料株式会社△△工場

納品書

製品名	形態	数量	単位	摘要
〇〇印成鶏用飼料 L16	バラ	8000	kg	①⇒ 4号A ✓
〇〇印成鶏用飼料 特ビタ17	バラ	8000	kg	②⇒ 5号B ✓